

別紙

諮問第1274号

答 申

1 審査会の結論

「警察法第79条第1項の委任命令又は実施命令たる国家公安委員会規則その他同条の規定による苦情の申出の手續等について定めた例規（例規とは、規則、規程、通達その他の規範としての性質を有するものを指し、上級庁発出のものを含む。）」の開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警察法第79条第1項の委任命令又は実施命令たる国家公安委員会規則その他同条の規定による苦情の申出の手續等について定めた例規（例規とは、規則、規程、通達その他の規範としての性質を有するものを指し、上級庁発出のものを含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会が平成30年11月30日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

原処分は違法又は著しく不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る公文書は、「苦情の申出の手續に関する規則（平成13年、国家公

安委員会規則第11号)」、「広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日、東京都公安委員会規程第3号）」及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日、通達甲（副監．総．広．聴1）第16号）」であるが、いずれも警察庁又は警視庁のホームページ上において公表されているため、条例18条2項の「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報（中略）と同一の情報が記載された公文書」に該当し、同項は、当該公文書の開示をしないものと規定している。

したがって、実施機関が行った処分は適正かつ妥当なものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年4月23日	諮問
令和 元年6月25日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年1月27日	新規概要説明（第179回第三部会）
令和 2年2月17日	審議（第180回第三部会）
令和 2年7月13日	審議（第181回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 苦情の申出制度について

警察法（昭和29年法律第162号）79条1項では、都道府県警察の職員の職務執行

について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則に定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる」と規定されている。

そして、国家公安委員会規則である苦情の申出の手続に関する規則では、苦情の申出の手続に関し必要な事項が定められており、苦情の申出を行おうとする者は、必要な事項を記載した文書を提出する旨等が規定されている。

また、苦情の申出の詳細な手続に関しては、警察法79条1項及び苦情の申出の手続に関する規則の制定に伴い、東京都公安委員会及び警視庁において、規程や通達によって、それぞれ定めている。

#### イ 本件開示請求について

本件開示請求は、警察法79条で規定する国家公安委員会規則及び苦情の申出の手続について規定している規程類の開示を求めるものである。

これに対して実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、警察庁のホームページに掲載されている「苦情の申出の手続に関する規則」（以下「本件対象公文書1」という。）、警視庁ホームページに掲載されている「広聴事案の処理手続に関する規程」（以下「本件対象公文書2」という。）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（以下「本件対象公文書3」という。）を特定し、本件対象公文書1、2及び3は条例18条2項に該当するとして開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例18条2項は、「実施機関は、都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報（以下「インターネットによる公表情報等」という。）と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。この場合において、実施機関は、当該公文書の開示を請求しようとするものに対して、当該公文書を閲覧し、若しくは貸出しを受け、又はインターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供するものとする。」と規定している。

エ 本件却下処分の妥当性について

(ア) 本件対象公文書1について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書である本件対象公文書1は、警察庁のホームページで公表されている情報と同一の情報であることから条例18条2項の開示をしないものに該当するとして却下した旨説明する。

そこで、審査会が見分したところ、本件対象公文書1は、警察法79条の規定による苦情の申出の手續に関し必要な事項を定めた国家公安委員会規則であることから、本件開示請求の趣旨にかなうものであると認められる。

ところで、条例18条2項は、インターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書については開示をしないことを規定しており、インターネットによる公表情報等とは、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）によると、実施機関が条例35条に基づき公表を行っている情報又は条例36条に基づき提供を行っている情報のうち、インターネットの利用又は実施機関が別途定める方法により公表又は提供を行っている情報をいうとされている。

そうすると、本件対象公文書1は、警察庁のホームページにおいて公表されており、実施機関自らが公表又は提供を行っている情報とは認められないことから、インターネットによる公表情報等には該当しない。

しかしながら、条例2条2項ただし書において「官報、公報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」については、開示請求の対象となる公文書から除くとされており、本件対象公文書1のような国家公安委員会規則等の法令については、公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られていることから、開示請求の対象となる公文書には該当しないものと認められる。

(イ) 本件対象公文書2及び3について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書である本件対象公文書2及び3は、警視庁のホームページで公表されている情報と同一の情報であることから条例18条2項の開示をしないものに該当するとして却下した旨説明する。

そこで、審査会が見分したところ、本件対象公文書2は、苦情の申出に係る事案その他の広聴事案の処理に関し、必要な事項を定めた規程であり、本件対象公文書3は、本件対象公文書2の細部的な運用に関する通達であることから、それぞれ本件開示請求の趣旨にかなうものであると認められる。

そして、実施機関における条例に基づく情報の公表及び提供に関する諸手続の事務は、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（昭和31年10月25日東京都公安委員会規程第4号）2条により、警視総監がその事務を処理することができることとされていることから、審査会が、警視庁のホームページを閲覧したところ、本件対象公文書2及び3が公表されていることを確認した。

そのため、本件対象公文書2及び3は、インターネットによる公表情報等に該当するものと認められる。

以上のことからすると、本件対象公文書1は、条例2条2項に規定する開示請求の対象となる公文書に該当しないことを理由として、本件対象公文書2及び3は、条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当することを理由として、本件開示請求を却下すべきであったと認められるが、本件却下処分は、本件対象公文書1、2及び3を条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当することを理由として開示請求を却下しているので、結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明